

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

チュニジア人権報告書 2016年版

概要

チュニジアは立憲共和国であり、多党制一院制議会を有し、大統領に憲法で指定される権限が与えられる。2014年10月にチュニジアは自由かつ公正な議会選挙を行った結果、ニダ・チュニス（Nida Tounes）（チュニジアの呼び掛け）党が相対多数の票を獲得した。ニダ・チュニスはイスラム教徒政党のナフダ（Nahda）及び複数の小規模政党と組んで連立政権を形成した。（2016年）7月30日、議会はハビブ・エッシド（Habib Essid）首相の不信任を決議し、ベジ・カイド・セブシ（Beji Caid Essebsi）大統領はユーセフ・シャヘド（Youssef Chahed）を首相に任命した。議会は（2016年）8月27日、閣僚24名と副大臣14名から成る新政権を承認した。

文民当局は治安部隊に対する実効支配を維持した。

最も重大な人権問題の例として以下が挙げられた：治安部隊による人権侵害の申し立てに関する捜査及び訴追の遅延や不透明さ；テロ対策関連法の下での容疑者の恣意的な逮捕及び拘留；ゲイ、レズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス（LGBTI）の人々の権利の侵害。

他にも人権問題の例として以下が挙げられた：拘留施設及び刑務所における囚人の身体的虐待；刑務所及び拘留施設における劣悪な状態；司法の独立性の欠如；透明性を欠く手薄な訴追環境；ジャーナリストに対する暴力；ジェンダーに基づく暴力；女性の全面的な経済活動及び政治活動への参加に対する社会的障壁。

政府は虐待を働いた当局者を捜査する措置を講じたが、警察、治安部隊及び拘留施設での虐待に関する捜査は透明性を欠き、また度々、長期間にわたる遅延や手続上の障害に直面した。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

報告によると、治安部隊が過剰な武力を行使した結果、複数の民間人が殺害された。チュニジア拷問防止機構（OCTT：Tunisian Organization Against Torture）が2015年に公表した報告書によると、拷問及び虐待の事例が、治安部隊による虐待の報告全体の90パーセントを

占めた。残りは7パーセントが拘留状態での不審死、2パーセントが強姦、そして1パーセントが不法拘留であった。

報告によると、(2016年)8月20日、23歳のハメド・サッシ(Hamed Sassi)がモルナグ(Mornag)刑務所で死亡した。チュニジア権利・自由観察団(Observatory of Rights and Freedoms in Tunisia)によると、彼の遺体の画像は拷問の痕跡をはっきりと示していた。サッシは2015年11月からモルナグ刑務所に収監されていた。サッシの母親の話によると、収監中に家族はサッシに面会することを妨げられ、また彼が亡くなる前に病状又は病院での処置について知らされなかった。検事総長はベンナラス(Ben Arous)の第一審法定での捜査を開始したが、依然係属中であった。

軍隊、警察及び国家憲兵隊(National Guard)は2011年以降、テロリスト集団による度重なる攻撃によって111名の死者と230名余りの負傷者を出した。(2016)年中、複数のテロリスト集団が治安部隊員20名を殺害し、うち13名は(2016年)3月7日のベン・グエルダン(Ben Guerdan)での攻撃中、4名は(2016年)5月11日にタトウイン(Tatouine)で、そして3名は(2016年)8月31日にカスリーヌ(Kasserine)で殺害された。

メディアや市民社会団体の報告によると、複数の人々が拘留中に死亡した。2015年にアブデラウフ・クリディス(Abderaouf Kridis)の家族がアル・メディナ・アル・ジャジダ(al-Medina al-Jadida)の警察署を、裁判所命令の実施を拒否し、クリディスの精神状態を顧みなかったほか、彼が病院に移送され、その後(2016年)8月に死亡したことを家族に知らせなかったとの理由で告発した。クリディスは知人を刺傷させた後、アル・モルナギア(al-Mornaguia)刑務所に収監され、裁判所での聴聞待ちであった。裁判所は既に彼の母親に対し、精神問題の治療のため精神医療施設に彼を送ることを許可する裁判所令状を交付していた。広報担当者が刑務局長官(General Directorate of Prison Services)はメディアに対し、担当機関がこの事件に関する捜査を開始したと伝えた。クリディスの弁護士は捜査が続いていることを確認したが、(2016)年末時点で捜査結果は未公表であった。

b 失踪

政治的動機による失踪の報告例はなかった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律ではこれらの慣行を禁じているが、複数の国際機関に直接寄せられた報告によると、警察は度々、多数の被拘留者を身体的に苛酷に扱った。国内の著名な複数の人権派弁護士

が、警察署や拘留施設における拷問の慣行を非難した。複数の人権関連非政府機関（NGO）が、拷問の申し立ての捜査を渋る政府を批判した。フランスの NGO、「拷問廃絶のためのクリスチャンによる行動（Action by Christians for the Abolition of Torture）」は国内の 3 つの人権団体と共同で、2015 年 1 月に「チュニジアにおける正義：零年（Justice in Tunisia: Year Zero）」と題した報告書の中で、拘留中及び収監中の拷問を申し立てるための仕組みが機能不全に陥っている状況を詳述した。（2016 年）4 月、国連拷問禁止委員会（Committee Against Torture）は、チュニジアにおける拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰に関する記録を再検討した。同委員会は拷問や虐待の問題への対処の進歩を指摘したが、テロ対策関連法の適用に伴う懸念、虐待者の刑事免責の露呈、性行為の証明としての法医学的証拠、そして人権擁護者に対する攻撃の報告例に言及した。政府の説明によると、政府は刑務所、拘留施設及び司法機関向けに拷問防止に関する手引書を作成し、その内容に関する裁判官及び他の法執行関係者向けの研修を実施した。

（2016 年）7 月の OCTT の報告によると、2014 年から投獄されていたアイメン・ラハニ（Aymen Rahani）が看守から拷問や暴行を受け、その結果、片眼を失明した。彼の家族が検事総長局を相手取って捜査を要求する訴訟を起こした。捜査結果はまだ開示されていなかった。同じ NGO が（2016 年）2 月に報告したところによると、2015 年から投獄されていた 18 歳の学生、ワエル・ボウアラギ（Wael Boualagui）が家族に、看守から度々暴行を受け、2 度にわたり強姦未遂の被害を受けたと伝えた。報告によると、ボウアラギは報復の恐れから暴行犯を特定しなかった。彼はさらに、意思に反して刑務所職員から服薬を強制され、その結果、手をコントロールできなくなってしまったと申し立てた。

OCTT が（2016 年）5 月 10 日に公表した報告書によると、ある捜査判事が（2016）年中、警察官 2 名の逮捕令状を發布し、これは当人らが 2013 年に街中でアフメド・ベン・アブディ（Ahmed ben Abdi）を呼び止めた際に暴言を吐き、身体的虐待を加えたことが理由であった。ベン・アブディは逮捕時に警察車両内で身体的暴行を受けた。警察官 2 名は（2016）年末時点でまだ裁判前拘留のままであった。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所及び拘留施設の状況は国際水準に届かず、原因は主に過密と劣悪なインフラにあった。

物理的状況：刑務所は、囚人数に対応するには職員が足りず、設備も不十分であった。2011 年の革命以来、何度か恩赦が行われたにも関わらず過密状態が根強く続き、原因は少なくとも部分的に、2011 年に囚人が暴動を起こした際に被害を被った 14 箇所の刑務所から多数

の囚人が移送されたことにあった。

国連人権高等弁務官事務所は 2014 年の報告書において、過密状態と劣悪なインフラを刑務所における最大の問題として引き合いに出した。最も高い過密度が認められたのは次に挙げる 4 つの刑務所であった：カスリーヌ（151 パーセント）、ケルアン（Kairouan）（138 パーセント）、メサディン・プリズン・オブ・スース（Mesadine Prison of Sousse）（116 パーセント）、及びジェンドウバ（Jendouba）（114 パーセント）。同報告書は、こうした状況が原因で囚人がベッドを共有せざるを得ないことが多いと結論付けた。

（2016 年）5 月にチュニジア人権連盟（LTDH : Tunisian League for Human Rights）が公表した報告書では、刑務所の過密と不衛生な状態を批判した。同報告書での主張によると、チュニジア人の囚人に割り当てられる空間が 1 人当たり平均 22.6 平方フィートで、国際規範により推奨される 43 フィートよりはるかに狭い。さらに、同報告書での指摘によると、多数の拘留施設が定員をはるかに上回る状態で、特に定員の 300 パーセントを収容していたケルアンの施設が引き合いに出された。

（2016 年）9 月時点で推定 21,350 名の囚人及び被拘留者がおり、うち 10,220 名が既決囚、11,130 名が裁判前被拘留者であった。訴訟手続の問題が原因で裁判前被拘留者の割合が高いことから、裁判所が適時に裁判官を割り振る能力が懸念された。

法律では、裁判前被拘留者を既決囚と分けて収容するよう要求しているが、司法省（Ministry of Justice）の報告によると、過密が原因で裁判前被拘留者を既決囚と一緒に収容せざるを得ない状況であった。過密状態は、元々刑務所として建てられたわけではない建物における標準に満たない照明、換気及び暖房によってさらに悪化した。ほとんどの刑務所が崩壊が進むインフラに悩まされていた。

国内 27 箇所の刑務所のうち、1 箇所が女性専用指定され、8 箇所に女性専用の棟があった。

エル・ウアルディヤ（El-Ouardiya）の施設は本国送還を待つ移民を収容していたが、被拘留者がこの施設での法的支援と医療の不足を訴えた。

囚人が利用可能な保健サービスは不十分であった。救急車又は医療装備車両を有する刑務所はごくわずかであった。当局者によると、守衛、他の要員及び囚人の保安に必要な設備が足りないとのことであった。加えて、危機管理、武力行使、そして人権意識に関する要員の訓練も不十分であった。

運営：記録が不十分で、データは必ずしも最新又は正確でなかった。(2016)年中、刑務所・更生総局（General Directorate of Prisons and Rehabilitation）の当局者は囚人分類の改善方法の研修を受けた。同局は新たな分類体系を策定し、2014年にデータベースの更新を開始した。

刑務所当局者によると、他にも問題点として裁判前拘留の長期化に繋がる長期間に及ぶ刑事訴追手続、刑務所及び拘留施設の職員不足、困難な労働条件、そして低賃金が挙げられた。

当局は囚人が週1回、家族の訪問を受けることを許可した。報告によると、成人囚人は何らかの形で教育・職業訓練プログラムを利用することができたが、定員に限りがあったため実際に利用したのは少数であった。

独立的監視：政府は、国内及び国際的な人権団体、NGO及び地元メディアのほか、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）、国連人権高等弁務官、及びOCTTを含め、独立的な非政府系観測筋が刑務所を訪問する機会を拡大した。2015年7月、司法省とLTDHは、LTDHが予告なしで刑務所を視察し、刑務所内の状況に関する報告書を発行することを許可する旨の覚書を交わした。(2016年)5月19日に独立国家拷問防止局（INPT：Independent National Authority for the Prevention of Torture）のメンバーを議会が選出した後、政府は同局が全ての刑務所及び拘留施設の検査を予告なしで実施することを許可した。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、治安部隊は必ずしもこれらの規定を遵守しなかった。複数の人権団体が、政府は緊急事態発生時に権力を利用して、疑惑に関する証拠又は根拠が乏しい場合でも市民を自宅軟禁状態に置いている、という懸念を表明した。

警察及び治安組織の役割

内務省（Ministry of Interior）は法執行を行う法的権限と責任を担う。同省は主要都市での法執行に主たる責任を負う国家警察（National Police）と、国境警備及び小さい町と農村部の巡回を統括する国家憲兵隊（gendarmierie）を監督する。囚人虐待に関する捜査は透明性を欠き、また数か月間、場合によっては1年以上続くこともあった。

文民当局は警察に対する統制を維持したが、アムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）やヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）など国際団体

の報告によると、被拘留者が苛酷な身体的取扱いを受けていた。政府は警察や刑務所当局者による虐待、汚職及び刑事免責を捜査及び処罰するための効果的な仕組みを欠き、また内部捜査における透明性もほとんどなかった。(2016年)5月、警察官1名がある若い男性に暴力的に掴みかかり、もう1人の警察官が「死ね、我々は構わない」と叫びながら彼を平手で叩き、窒息させようとしている様子を撮影したビデオが複数のソーシャル・メディア媒体で広まった。報道によると、ビデオに写っていた男性は、警察官らが通りすがりの自動車運転者から賄賂を受け取る様子を撮影しようとしていた。この男性は同伴者1名と一緒に逮捕され、3日間にわたり裁判前拘留された後、起訴され、警察を口頭で侮辱した罪で告発された。男性は懲役3か月と罰金127ディナール(55ドル)を言い渡された一方、同伴者は釈放された。チュニジア拷問防止協会(TAAT: Tunisian Association Against Torture)の説明によると、警察は暴力に訴える傾向にあり、また十分な捜査と訴追が行われないことを背景に、刑事免責がまかり通っていた。TAATによると、この事件では加担した警察官が自ら捜査を実施していた。複数の司法省当局者が、刑事免責問題への対処に向けた省庁間の連携の緊密化と、治安部隊向けの訓練強化が必要であると認めた。

(2016年)8月14日、地元報道によると、国家憲兵隊がメドニン(Medenine)市内でリビアからタバコを密輸しようとしていた警察官2名を逮捕した。うち1名は拳銃とバッジを携帯しており、2名とも密輸品の違法売却を企んでいたことを認めた。これらの警察官はいずれも(2016年)11月時点で拘留中であった。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

法律では警察に対し、容疑者を逮捕する際は令状を用意するよう要求しているが、現行犯の場合又は重罪による逮捕の場合は例外である。2015年7月に採択されたテロ対策法では、テロ行為容疑の被拘留者について、罪状認否前に5日間隔離することを認めており、裁判所が承認すればさらに5日間ずつ2回更新可能である。警察官は逮捕する場合、被拘留者に当人の権利を伝え、逮捕の事実を家族に速やかに伝え、係る通知の日時を完全に記録しなければならない。警察はこれらの規制に従わないことが時々あり、人々を恣意的に拘留することも時々あった。(2016年)2月2日、議会は被拘留者の権利に関連する刑事訴訟法改正を承認した。新法では犯罪容疑での起訴前拘留期限を48時間に短縮し、検察官の命令によって1回だけ、4日間を限度に更新可能と定めている。軽犯罪の場合の期限は24時間で、1回だけ更新可能である。同法には被拘留者又は家族に、起訴前拘留中に弁護士の支援又は医療支援を要請する権利を与える規定も含まれる。警察は係る要請を受けた場合、弁護士へ、依頼主に対する告訴理由と質疑の時期を伝達するよう要求される。警察は弁護士へ、申し立てられた犯罪における被告人と証人又は被害者との間でのあらゆる尋問及び対話について通知すると共に、弁護士が立ち会うことを許可しなければならないが、被告が

弁護士を立てる権利を明示的に放棄する場合、又は所定の質疑時間に到着しない場合はこの限りでない。

被拘留者は質疑の前に自分の逮捕理由を知る権利を有し、健康診断を要請することができる。法律では当局が被告人を保釈することを認めており、保釈制度は機能していた。被拘留者は拘留後速やかに弁護士を代理人として立てる権利を行使ことができ、またテロ容疑の場合を除き、警察での尋問中に弁護士に相談する権利を有する。法律により、政府は弁護士を雇う余裕のない人々のために法定代理人を用意するが、政府が一貫してこのサービスを提供しているかどうかは不明であった。罪状認否の段階で、審理を担当する治安判事は被告人を釈放するか、又は被拘留者を再拘留して裁判前拘留の状態にするか、決定することができる。

刑期が 5 年を超える犯罪が関係する事件、又は国家安全保障が関係する事件の場合、裁判前拘留は 6 か月間に及ぶ可能性があり、また裁判所の命令により、さらに 4 か月間ずつ 2 回まで延長され得る。刑期が 5 年以下の犯罪が関係する事件の場合、裁判所は最初の 6 か月間の裁判前拘留を 1 回だけ、3 か月間延長することができる。この段階で、裁判所は調査を実施し、論拠の聴聞を行い、両当事者からの証拠と動議を受け付ける。

恣意的な逮捕：治安部隊は平和的デモ参加者を逮捕したり、武力を行使したりした。複数の人権団体が、(2016 年) 1 月 22 日にチュニス (Tunis) で行われた失業関連抗議集会での恣意的逮捕事例を報告した。未就職大卒者同盟 (UDC : Union des Diplomes Chomeurs (Unemployed Graduates)) と人民戦線党 (Popular Front Party) のメンバー、ボレーン・ガスミ (Borhen Gasmi) が (2016 年) 2 月、抗議活動中に逮捕され、懲役 13 か月を言い渡された。(2016 年) 3 月 8 日、裁判所はガスミの刑期を 1 か月に減刑し、彼は服役後、釈放された。(2016 年) 4 月 3 日～4 日、内務省治安部隊はスファクス (Sfax) 県ケルケナ (Kerkennah) で UDC が主催した座り込み抗議活動を解散させた。警察は抗議者 4 名を逮捕した。(2016 年) 4 月 12 日、チュニジア労働総同盟 (UGTT : Tunisian General Trade Union) は、地域開発と、座り込み抗議活動の際に拘留された抗議者 4 名の釈放を求めるゼネストを主催した。LTDH によると、催涙ガスの過剰使用に加え、治安部隊は街中で抗議者を追いかけて、中には自宅まで追いかけた者もいた。LTDH はさらに、負傷した抗議者が報復を恐れて治療に出向くことができず、また治安部隊に拘留された人々が拘留中に拷問を受けたと報告し、拷問の痕跡が認められたことも付け加えた。

(2016 年) 10 月 24 日の HRW の報告によると、少なくとも 139 名が自宅軟禁された結果、多数の人々が通勤・通学できない事態に陥った。HRW は 13 名と面談し、うち 3 名は命令を一部解除されたおかげで自宅から通勤できたと報告した。他の人々は 24 時間自宅軟禁状

態に置かれた。自宅軟禁命令が部分的又は 24 時間のどちらになるかについて、明確な基準はなかった。同報告によると、モハマド・ハナチ (Mohammad Hanachi) は失業中であったが、(2016 年) 8 月 16 日にチュニス市内の管区警察署に召喚され、同署で当局から自宅軟禁を命じられ、命令に違反すれば投獄されることになることと伝えられた。彼は 2014 年に自身が逮捕され、あるテロリスト組織への所属を理由に起訴されたことが命令の理由であると考えた。彼は 16 か月間投獄された後、特別テロ行為裁判所の判決により (2016 年) 2 月 2 日に仮釈放された。彼の事件はまだ係属中であった。

裁判前の拘留：裁判前拘留は依然として予測不能で、1 か月から長い場合は数年に及ぶ可能性もあり、主な理由は非効率的な司法制度と能力不足にあった。2016 年前半の段階で、合計 24,000 名の囚人のうち 58 パーセントが裁判前拘留の状態であった。(2016 年) 5 月に公表した報告書の中で LDTH は裁判前被拘留者数の増加を批判し、これは人権侵害に当たり、刑務所の過密の原因であると述べた。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被拘留者は自分の逮捕の法的根拠又は恣意的性質に異議を唱えることと認められている。不法に逮捕又は拘留されていると裁判所が認めた者は、裁判所が決定を下せば即時釈放される。不法拘留されている者は、上訴裁判所に要請書を提出することにより、補償を請求する権利を有するが、複数の法務団体によると、補償を得るための手続が複雑で、ほとんどの請求が要求される条件を全て満たしていないとの理由で却下される。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定している。政府は概して司法の独立を尊重した一方、ある事例において政府は、2012 年に解任された裁判官 75 名のうち 30 名を復帰させる旨の 2013 年からの行政裁判所判決の実行を怠った。2013 年から、ある臨時委員会が裁判官の昇進、異動及び懲戒処分再検討を開始した。2015 年 5 月に議会はこの臨時機関に代わる、憲法により権能を付託される審議会を創設する法律を証人した。2015 年 6 月、憲法上の審査機関が同法を憲法違反とする裁定を下した。2015 年 12 月、法案の改正版も憲法違反と裁定された。(2016 年) 3 月、議会は同法の新版を可決し、大統領がこれに署名した。HRW とチュニジア裁判官協会 (Association of Tunisian Judges) は同法について、行政部門からの独立制を確保していないとの理由で批判した。新たな裁判機関のメンバーを選ぶ選挙が (2016 年) 10 月 23 日に行われ、これについて複数の市民社会団体は概して、公正で透明性があり、信用できると評価した。

裁判手続

法律では公正な裁判を受ける権利を規定しており、独立的司法機関が概してこの権利を執行していたが、複数の被告人が、当局は裁判手続に関する法律を一貫して遵守するわけではないと訴えた。民事法廷では、被告人は推定無罪とされ、公開裁判を受ける権利を有する。被告人は弁護士に相談する権利又は公費で弁護士を付けてもらう権利、原告側証人と対峙する権利、証人及び証拠を提示する権利、政府が保有する証拠を閲覧する権利、そして自分にとって不利な判決を上訴する権利を有する。法律では、被告人は罪状を迅速に詳しく伝えられ、必要であれば通訳を無償で提供されなければならない。被告人はさらに、自身の抗弁に備える十分な時間と便宜を与えられなければならない、また有罪の証言又は自白を強要されてはならない。

2015年7月に可決したテロ対策法では、テロ行為が関係する事件において、裁判官は聴聞を非公開とすることができると規定している。裁判官は証人、被害者及び他の関係者に関する情報を、原告及び原告の法定代理人からの情報を含め、秘密とすることもできる。テロ対策法では容疑者を法定代理人と連絡が取れない状態で拘留可能な期限を5日間からさらに延長して15日間とし、5日間が経過する都度、裁判官による再検討を要すると規定している。複数の人権団体が同法について、テロ行為の定義が曖昧であることと、匿名の証人による証言を許容する幅広い余地を裁判官に与えているとの理由で異議を唱えた。

軍法会議は国防省（Ministry of Defense）の管轄下に置かれる。軍事裁決機関は、国家安全保障関連犯罪で告発された軍隊要員及び民間人が関係する事件を審理する権限を有する。被告人は軍事裁決機関の判決を上訴することができ、また文民最高裁判所に訴えることもできる。複数の人権擁護者が、国家安全保障関連犯罪の定義が広義すぎると主張した一方、2011年の軍法会議改革以後、軍法会議での被告人は文民法廷の場合と同じ権利を持てるようになったという点は認めた。係る権利の例として法定代理人を立てる権利、訴訟資料及び証拠を閲覧する権利、反対尋問を行う権利、証人を呼ぶ権利、及び判決を上訴する権利が挙げられる。軍法会議に特化した規範はない。法律では公正な公開裁判に関連する権利を全ての国民に与えている。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯又は政治的理由により拘留された者の報告例はなかった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民及び団体は人権侵害に関する民事上の救済措置を国内の裁判所を通じて求めることが

できるが、例外として、革命期に発生した民間騒乱における治安部隊による虐待の申し立てについて民事上の救済措置を求めた請求は軍法会議で扱われた。(2016)年中の治安部隊による虐待の申し立てが関係した事件については文民法廷が聴聞を行った。治安部隊当局者や、時には文民裁判官が捜査協力を怠ったために、訴訟が進まない場合もあった。HRWによると、明示的又は黙示的な承認を得て部下が犯した犯罪について上官に責任を負わせるという、指揮官職務怠慢を刑事罰とする規定がないことが、治安部隊員に対する軍法会議の量刑の軽さの要因であった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法ではプライバシーに対する権利を規定している。国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) の主張によると、テロ対策法が監視の使用を通じてプライバシーに対する権利を幅広く侵害している。同法では、電話での会話の記録を含め、4 か月以内の期間を対象に、裁判所の事前承認を条件として通信傍受を認めている。国の職員は裁判所からの許可無く監視を行った場合、懲役1年に処せられる。(2016)年中、監視の不適切な使用を理由に国の職員を相手取って訴状が提起された例はなかった。

第2節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法と法律では言論及び報道の自由を規定しており、政府は総じてこれらの権利を尊重したが、制約も多少あった。独立的な報道機関が1つ存在し、民主的政治制度が機能しているおかげで、概してこれらの自由に繋がる環境がもたらされていた。複数の監視団体が、治安部隊及び他の関係者によるジャーナリストに対する暴力を巡る懸念を表明した一方、暴力の水準は前年からすると低下していると指摘した。

市民団代は政府が時々メディアに干渉することに懸念を表明した。

言論及び表現の自由：「公共道徳」又は「世間体」という用語は法律においては未定義であるが、これらに対して攻撃的と見なされた公的発言が依然、犯罪行為として扱われた。例えば刑法及び電気通信関連法の規定では「公共秩序又は公共道徳に対する危害」を引き起こす言論、あるいは「世間体の感覚に背くような形で」人々に意図的に迷惑を掛ける言論を刑事罰の対象としている。

報道の自由：憲法では報道の自由を規定している。(2016年)8月、チュニジアはアラブ世

界における報道の自由に関する宣言 (Declaration on Media Freedom in the Arab World) に署名し、報道の自由、ジャーナリズムの独立、及び情報に対する権利という原則に従うことを誓約した。しかし、複数の活動家がメディアに対する政府の干渉について懸念を表明した。2016年の国境なき記者団 (Reporters Without Borders) の報告書では、(2016年) 1月22日にベジ・カイド・セブシ大統領が「一部のジャーナリストとメディア」を、リダー・ヤヒャウイ (Ridha Yahyaoui) という失業中の抗議者の死去後に起こった全国規模での雇用関連抗議活動の際に騒動を悪化させたとの理由で非難した発言を批判した。ヤヒャウイは、公共部門職員の候補者名簿から地元政府によって除外された後、政府庁舎近くの電柱によじ登った際に感電死していた。政府はヤヒャウイの死を取り巻く状況の捜査を命じたが、(2016年) 11月時点でこの事件は係属中であった。

(2016年) 9月26日、ある軍検察官がジャーナリストのジャメル・アルファウイ (Jamel Arfaoui) を、彼がある軍用機墜落事故について軍の調査を不十分として批判する記事を(2016年) 7月14日のチュニジー・テレグラフ (Tunisie Telegraph) 紙上で公表した後、軍の評判に異論を差し挟むものであるとして起訴した。(2016年) 11月16日、複数の検察官がラシェド・キアリ (Rached Khiari) を、彼がある人気トーク番組に出演した際に米国がチュニジアに軍事基地を設置することを認める合意を当局が締結したと主張した後、軍の評判に異論を差し挟み、軍の士気を損ねたとして起訴した。これらの男性へいづれも文民であったが、3年以下の懲役に処せられる可能性のある起訴に直面し、軍法会議で審理中であった。キアリはさらに、公務員に対する名誉毀損と、死刑の可能性さえある、国防に危害を及ぼす軍の士気の毀損の罪で追起訴された。

暴力と嫌がらせ：複数の人権団体によると、治安当局者は相変わらずジャーナリストに嫌がらせや脅迫を行っていたが、2015年ほどではなかった。チュニス報道自由センター (CTLP : Tunis Center for Press Freedom) という NGO の報告によると、(2016) 年中、ジャーナリストに対する襲撃事件は1か月当たり6件にまで減ったが、(2016年) 5月は例外的に10件の襲撃が報告され、ほとんどが治安部隊員によるものであった。ジャーナリストに対する暴行は主に夏季に報告され、CTLPによると、この時期、ジャーナリストはジェルバ (Djerba) とビゼルテ (Bizerte) で行われた特定の祭典行事の取材を禁じられており、結果的に内務省が正式な捜査の開始を要求される事態となった。

検閲又は内容の制限：政府は、政府のガイドラインに反論する内容を公表した人々を処罰した。CTLPによると、オンラインメディアや印刷メディアは頻繁に、政府を批判する記事を公表した一方、ジャーナリストや活動家は時々、自分達を標的とする、主に治安部隊又は他の正体不明の攻撃者による暴力を避けるために自己検閲を行った。

名誉毀損法：2015年7月、テロ対策警察はアドベルファッター・サイド (Abdelfattah Said) を、スースで起こったテロ攻撃の原因について自身の意見を表明するために彼がソーシャル・メディア上で公表したビデオについて尋問する目的で召喚した。彼はテロ行為を助長する共謀、公務員に対する名誉毀損、及び意図的な虚偽報道の放送で起訴された。警察は2015年7月にサイドをアル・モルナギア刑務所へ移送した。2015年12月、裁判所はサイドに懲役1年と罰金2,000ディナール (870ドル) を言い渡した。サイドの弁護士はこの判決を上訴した。アムネスティ・インターナショナルによると、(2016)年中にこの事件に関する追加情報はなかった。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスを制限又は妨害せず、また政府が適切な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視したという信憑性のある報告もなかった。ポルノ的内容を伴うものを含め、ウェブサイトの検閲は行われなかったが、テロリスト組織と繋がりのあるウェブサイトは例外であった。インターネット・ワールド・スタッツ (Internet World Stats) によると、インターネット利用率は52パーセントであった。

学問の自由と文化的行事

政府が学問の自由を制限したという報告はなかった。CTLPの報告によると、複数のジャーナリストが、ビゼルテとジェルバで開催された一部の祭典行事の取材を禁じられた。

b 平和的集会及び結社の自由

法律では自由な集会及び結社の自由を規定している。非常事態によって集会の権利が制限されたが、政府は限定的に抗議活動の発生を許容した。政府は必ずしも結社の権利を尊重したわけではなかった。

集会の自由

共和国大統領は、自爆テロ攻撃者が複数の大統領警護官を襲撃した2015年11月以降に発効した全国規模の非常事態宣言を何度か延長した。直近の延長は(2016年)10月18日に發布され、期間は3か月間であった。政府は以前、(2016年)1月に社会不安が広まった後と、(2016年)3月にベン・グエルダンでテロ攻撃が発生した後、そして(2016年)6月と7月に非常事態宣言の延長を命じていた。ヤヒャウイの死亡後、抗議活動や治安部隊との衝突が(2016年)1月16日にカスリーヌ県で始まり、全国に拡大した。地元報道によると、

治安部隊は抗議者に暴力を行使し、1,105 名を逮捕し、うち 523 名は（2016 年）1 月 22 日に発令された全国規模の夜間外出禁止令違反容疑であった。

（2016 年）4 月 9 日、治安部隊は、就職を求めているチュニジア学生総同盟（General Union of Tunisian Students）のデモ参加者の平和的集会を暴力的に解散させ、彼らによる首相府（Prime Ministry）前でのデモを禁止した。

結社の自由

法律では自由な結社の権利を規定しているが、政府は必ずしもこの権利を尊重したわけではなかった。結社に関する 2011 年の法律では以前の法律で規定されていた罰則のほか、未認定の結社又は解散した結社への所属又は従事の禁止も撤廃した。同法では登録手続を緩和した結果、政府機関は登録を阻害又は遅延することが一層難しくなった。市民団体の機能状況を観察する独立的団体である国際結社・国際開発観察団（International Observatory of Associations and International Development）の主張によると、政府は不必要な完了主義的障壁を通じ、時には政治的理由を挙げ（結社に関する法律に違反する慣行に当たる）、結社登録を遅延させていた。

2011 年の法律によると、結社を一時停止又は解散させる権限を有するのは司法機関のみである。首相府によると、2011 年～2016 年の期間中、政府は結社法違反を理由に 805 社に警告書を送付し、234 社の一時停止を要請した。裁判所はこれらのうち 112 社を一時停止処分とし、うち 4 件で組織の解散を命じた。首相府は、全ての事例において適切な手続を踏んだと主張した。

2015 年 11 月、一部の国会議員が、LGBTI に焦点を当てるシャムズ（Shams）という NGO の解散を要求した。（2016 年）1 月 4 日、ある行政裁判所が、シャムズは既に「性的少数派」の権利を唱導する目的で登録済みであるという政府の主張に従って、シャムズの活動を一時停止させた。政府は、シャムズの設定趣意書においてゲイの権利を明示的に唱導することを認めているわけではなく、何故なら同設定趣意書では組織の目的を「性的少数派」の権利の唱導として挙げているに過ぎないからである、と主張した。（2016 年）2 月 24 日、ある行政裁判所がシャムズを支持する裁定を下し、政府の申し立てを覆し、シャムズが合法的に活動することを認めたが、政府はシャムズの設定趣意書を官報で公表していなかったため、シャムズは銀行口座開設又は財務活動実施のための登録を行うことができなかった。

政府は、イスラム教徒政党ヒズブ・タフリール（Hizb Ettahrir）が（2016 年）6 月 4 日に予

定していた年次会議について、治安上の理由を引き合いに禁止令を発布した。ある行政裁判所がこの禁止令を（2016年）6月3日に覆した。（2016年）6月4日の朝、チュニス県知事は非常事態宣言の下で付与された権限を行使して、（2016年）6月20日まで会場を閉鎖すると発表した。同知事はメディアに、「公共秩序の混乱を避けるために」この決定を下したのだと述べた。党首脳に対し、結社は法の支配と基本的民主主義の原則を尊重するよう要求され、暴力、憎悪、不寛容又は宗教に基づく差別を禁じられるという、2011年の政令第88号に同党は違反しているという警告を何度か出した後、政府はヒズブ・タフリースの活動を（2016年）8月15日から30日間にわたり一時停止処分とした。（2016年）8月30日、ある行政裁判所が、政府の措置における「手続上の問題」を理由として一時停止処分を覆した。（2016年）9月2日、政府は国家に対する暴力の扇動を理由に同党を相手取って刑事訴訟を起し、検事総長は訴訟を軍法会議に付託した。（2016年）9月20日、複数のヒズブ・タフリース党員が軍法会議への出頭を拒否した。（2016年）12月時点でこの訴訟はまだ係属中であった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。政府は国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び他の人道支援機関と協力して、難民、亡命希望者、弱い立場の移民及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

2014年以降、500名を超える人々がチュニス権利・自由観察団（Observatory of Rights and Freedoms of Tunisia）へ、政府が自分達を過激派と疑って、場合によっては宗教的衣装を明らかに理由として移動を妨げていると訴えた。同観察団はさらに、一部の人々が記録に問題がないにも関わらず、テロリスト容疑者と関係があるとの理由で移動を妨げられていることも付け加えた。他にも、同観察団は女性が外観だけで売春婦と疑われると移動を妨げられてしまうという例を訴えた。

難民の保護

庇護へのアクセス：チュニジアには庇護又は難民地位の付与に関する法律がない。法的枠組の創出を待つ間、UNHCR が唯一、難民地位決定を行う主体である。UNHCR は一次的な医療を行うため、また場合によっては基礎教育のため、登録済み難民へ支援を提供した。政府は登録済み難民を対象に通学を許可し、基本的公共保健施設の利用を許可している。2013年にUNHCR がリビアからの難民向けのショウシャ（Shousha）キャンプへの支援提供を取り止めた際、同キャンプはまだ、難民地位を否認されていた 300 名余りの人々を収容していた。2014年の段階で、チュニジア赤新月社（Tunisian Red Crescent）は同キャンプに 98 名が居住していることを確認していた。うち 45 名は登録済み難民であったが、チュニジアでの定住を拒否していた。残る 53 名は亡命資格を付与されておらず、引き続き決定を求めていた。2014年10月、政府はショウシャ・キャンプを解体したが、UNHCR はガベスとメドニンの住宅に定住していた難民へのサービス提供を続けた。報道によると、(2016年)11月時点で約 50 名の難民と経済移民が引き続きショウシャ・キャンプを占有しており、大多数はサハラ以南諸国から来た人々であった。UNHCR によると、解体後もショウシャ・キャンプに残留することを選択した人々は難民地位基準を満たすことができず、政府の責任に該当する状態であった。赤新月社によると、ショウシャ・キャンプ占有者はほとんどが政府から用意された仮設住宅を断り、チュニジアで正規化されることも拒否した。複数の支援団体の報告によると、一部の人々は労働許可を申請したが、政府からまだ回答を得ていなかった。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法により、国民は秘密投票によって行われる普遍的かつ平等な選挙権に基づく自由かつ公正な定期的選挙で政権を選ぶことができる、

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：国民は 2014 年 10 月、11 月及び 12 月にそれぞれ行われた国会議員選挙と 2 度の大統領選挙で自由、公正かつ透明性のある形で投票する権利を行使した。

政党及び政治的な参加：約 170 の登録政党のうち、70 党が 2014 年の議会選挙で候補者を擁立した。当局は、不完全な申請を理由に認定されなかった政党、あるいは差別を禁止する法律にそぐわないプログラムを有する政党及び宗教に基づく政党を拒絶した。

女性及びマイノリティーの参加：女性は引き続き政治的に活発であったが、女性の政治参加に対する社会的障壁に直面した。2011 年に選挙プロセスへの女性の参加増加を盛り込んだ取り組みでは、選挙名簿に男女同数の候補者を記載するよう政党に要求する候補者男女

均等法を採択した。同法では女性候補者が選出される機会を増やすべく、候補者名を男女交互に記載しなければならない旨も規定している。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では汚職に対する刑事罰を規定し、政府はこれらの法律を施行するための予備的措置をいくつか講じたが、透明性に関する複数の NGO によると、必ずしも効果的ではなかった。

(2016年)1月、弁護士でチュニジア弁護士協会(Tunisian Bar Association)の元会長、チャウキ・タビブ(Chawki Tabib)が国家汚職防止委員会(NCCC:National Commission to Combat Corruption)の委員長に就任した。法律ではNCCCに、汚職の捜査と防止、及び汚職と闘うための効果的な政策の起草を委任している。タビブは公然と、予算を650万ディナール(280万ドル)にまで増やすよう求め、2011年からNCCCが抱える12,000件もの未処理汚職訴訟に対処するには予算が足りないと主張した。(2016年)5月、政府は140万ディナール(608,000ドル)の追加をNCCC向けに配分した。

汚職：複数の汚職防止監視団の報告によると、(2016)年中に政府職員の汚職が増え、特に些細な汚職が増えた。NCCCによると、(2016年)1月から8月にかけて、寄せられた事案2,000件のうち106件が司法制度に付託された。政府はこれらの事件記録のうち800件余りをNCCCに付託した一方、残りは申立人がNCCCへ直接提起した事案であった。汚職の影響を受ける主な部門の例として不動産、農地、エネルギー、鉱業及び公的調達が挙げられた。

資産公開：憲法では政府高官に対し、「法律の規定に従って」資産を申告するよう要求している。(2016)年末時点で、任命又は選挙で選ばれた当局者に所得又は資産の開示を要求する法律はなかった。

情報の一般公開：2011年の革命後における透明性の向上と国家的調和の促進を目標に、新法では旧体制に関する記録をジャーナリストや市民社会団体が閲覧することを認めた。しかし、官僚主義的障壁が同法の施行を妨げた。旧体制からの情報のうち、機密情報と見なされたものは依然、閲覧不可であった。遷移的司法制度に関する法律では、真実・尊厳委員会(TDC:Truth and Dignity Commission)の委員がこの情報にアクセスすることを認めている。TDCは2014年に創設され、1955年から2013年の遷移的司法制度法の可決までの期間における悪質な人権侵害の調査を委ねられている。

(2016年)3月11日、議会は新たな情報公開法を承認し、これは市民社会団体から高く評価された。新法では公共機関、政府機関及び一部の公費団体が作成した文書を国民が閲覧

することを認め、また公共機関に対してそれぞれの事務所に関する情報を、予算や連絡先情報を含め、インターネット上で公開するよう要求している。政府は 1 年掛けてこのプログラムを実施した。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際の多様な人権団体が、人権事案に関する調査を実施し、それぞれの所見を政府から規制されることなく公表した。政府当局者は概してこれらの団体に協力的で、見解にも対応した。

政府の人権団体：人権侵害の調査及び人権に対する脅威への対処を担う政府の主要機関は、司法省である。人権と基本的自由に関する高等委員会（High Committee for Human Rights and Fundamental Freedoms）は、政府が出資する機関であり、人権のモニタリングを担当する。司法省は人権侵害の申し立てを適切に追求又は調査することを怠った。TDC は国家又は国の代理として行動する者が犯した人権侵害の調査を委任されており、(2016) 年中、複数の事件の聴聞を開始した。TDC へ事案を提起する期限は (2016 年) 6 月 15 日であったが、その時点で TDC には 65,000 件を超える事案が寄せられていた。TDC は最初の公聴会を (2016 年) 11 月 17 日に開催した。複数の市民社会団体の指摘によると、TDC は連立与党の一部の派閥からの批判と強い反対に直面し、これは TDC の作業の実効性を脅かすおそれがあった。TDC の限られた財源と、欠員を補充できない状況について、観測筋が懸念を表明した。

INPT は 2013 年に独立的行政機関として創設された。(2016 年) 3 月、議会は INPT メンバー 16 名を選出した。INPT メンバーは (2016 年) 5 月、ハミダ・ドリディ (Hamida Dridi) を議長に選出した。INPT メンバーは任意の刑務所又は拘留施設を視察して拷問及び虐待の文書化、犯罪捜査及び行政管理調査の要請、そして拷問及び虐待の撲滅に向けた措置の勧告を行う権限を有する。INPT メンバーの報告によると、INPT は物資面と物流面で困難に直面し、それが作業の効果的な実施の妨げになった。複数の人権団体が INPT メンバーの選出をプラスの前進として評価した。HRW によると、この新機関の創設は「拷問と虐待というチュニジアの遺産に対処するための未曾有の機会」であった。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は、配偶者強姦を含め、法律で禁じられて

いるものの、依然として深刻な問題であった。政府は概して強姦を禁ずる法律を執行した。刑法は配偶者強姦に対処していない。性的暴行の発生状況に関する包括的データベースは存在しなかったが、複数の NGO が、強姦は依然として過少報告であると主張した。婚外性交渉は違法であるが、成人同士の合意の上での性行為は訴追されなかった。

暴力の行使又は脅迫、あるいは凶器を使用する脅迫を伴う強姦は、死刑に処せられ得る。他の強姦事件について規定されている処罰は終身刑である。被害者が 20 歳未満の場合、処罰がさらに厳しくなる可能性がある（第 6 節、「子ども」参照）。強姦の定義に該当しない非合意性行為、例えば性的暴行、加重性的暴行、及び性的虐待などは「強制猥褻罪」として訴追される可能性があり、これは 6 年以下の懲役、又は被害者が 18 歳未満だと 12 年以下の懲役に処せられる。未成年者に対する非暴力的性的暴行の場合、被害者の親が婚姻に同意すれば被告に対する罪状が軽減されるが、婚姻が 2 年以上続くことが条件である。複数の人権団体が、この慣行に強く反対した。犯行に凶器、脅迫、又は拘留が伴った場合、あるいは被害者が不具になった、又は外観を損なわれた、又は生命を危険に曝された場合、処罰が終身刑にまで拡大される。児童に対して暴力又は攻撃を伴わない「強制猥褻」の未遂又は実行の場合、量刑は懲役 5 年であるが、犯人が被害者の身内である場合、又は被害者に対して権威を有する立場である場合、懲役 10 年に拡大される。

強姦は依然としてタブーで、過少報告の状況であった。多くの場合、文化的圧力から被害者が性的暴行の報告を躊躇してしまう。性的暴行による有罪判決は実際の事件数よりはるかに少なかった。UGTT の国家勤労女性委員会（National Commission of Working Women）が 2015 年 3 月に実施した研究によると、女性全員のうち 32 パーセントが何らかの類の身体的暴力を経験し、29 パーセントが心理的な暴力又はハラスメントを経験し、16 パーセントが性的暴力又は搾取に苦しみ、7 パーセントが経済的暴力（財務的搾取、強要、あるいは金銭又は生活必需品の剥奪を含む）を経験していた。同研究によると、女性に対する暴力の大部分は結婚生活の範囲内で発生していた。2015 年にアムネスティ・インターナショナルが公表した報告書では、強姦及び性的暴行の過少報告や訴追不足の理由をいくつか挙げ、例として被害者にとって負担が重い証拠基準、警察や司法制度に対する信頼の欠如、そして性的暴行の不適切な法的定義が挙げられた。

ドメスティック・バイオレンスを禁ずる法律では配偶者又は家族による暴行について、非血縁者による同じ犯罪の場合の 2 倍に当たる罰則を規定しているが、執行されることは希で、ドメスティック・バイオレンスは依然として深刻な問題であった。

強姦を含め、ドメスティック・バイオレンスに関する政府の公共教育プログラムはなかった。被害者は全国各地 24 箇所の社会施設でサービスを受けた。サービス需要は増えつつあ

ったが、社会的汚名が原因で多数の女性が既存の資源を活用する機会を失っていた。

セクシャル・ハラスメント：セクシャル・ハラスメントは問題であったが、程度を測るデータがなかった。法律ではセクシャル・ハラスメントの被害者が救済措置を求める場合、刑事裁判所に訴状を提出するよう要求しており、提出されれば当局が申し立てを捜査する。刑法によるとセクシャル・ハラスメントに対する罰則は懲役 1 年及び罰金 3,000 ディナール（1,300 ドル）である。複数の市民社会団体がハラスメントに関する法律を、過剰に曖昧で、乱用されやすいとして批判した。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有し、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段にアクセスすることができ、差別、強制又は暴力を免れる権利を有する。2016 年に保健・人権ジャーナル（Health and Human Rights Journal）が実施した研究によると、チュニジアは性と生殖に関する権利の保健政策への組み入れがあまり進んでいない。同研究では性と生殖に関する保健サービスへのアクセス可能性が限られている状況と、低水準の妊婦医療サービス、そして国内の一部の地域における差別的慣行を強調した。2014 年の国連人口基金（Population Fund）の報告によると、チュニジアの北西部、中西部及び南東部の主要な医療施設の 10 パーセントしか、性と生殖に関する基本的サービスを提供していなかった。農村部ではインフラ不足のため移動診療所が家族計画サービスを提供していたが、近年では移動診療所の数とカバー範囲が激減していた。世界保健機関（World Health Organization）の報告によると、独身女性は性感染症の治療や避妊法の利用において差別された。

差別：法律及び憲法では人種、ジェンダー、障害、言語又は社会的地位に基づく差別を明示的に禁じており、政府は概してこれらの禁止規定を執行した。女性は経済活動や政治活動への参加に際し、制定法上の障壁よりむしろ社会的障壁に直面した。成文化された民法はナポレオン法典に基づくが、時々、裁判官は家庭争議や相続争議における慣習法の基礎としてシャリア（イスラム法）の解釈に頼る場合があった。

新婚夫婦は婚姻契約において、所持品を統合するか又は別々に維持するかを選択を明言しなければならない。シャリアに基づく慣習法ではイスラム教徒の女性が宗教を外れて結婚することを禁じている。シャリアでは女性ではなく男性に、家族の扶養を要求している。この期待を理由に、一部の事例においてシャリア相続法の規定では男性の相続分が女性より多い。一部の世帯は親と子の間で、娘が息子と同等の割合で財産を分けてもらうことを確保すべく、売買契約を締結することにより、シャリアの適用を回避した。非イスラム教徒の女性の夫がイスラム教徒である場合、互いに相続することができない。政府はそうした夫婦の場合に子どもを全てイスラム教徒と見なし、母親からの相続を禁じている。ただ

し、配偶者は遺言書で指定しておけば誰にでも不動産の 3 分の 1 以下を自由に譲渡することができる。

女性の国民は男性国民と同じ基準で市民権を伝承することができる。2015 年 11 月、議会は、母親が未成年の子と一緒にその子の父親の書面での許可なく国外へ渡航することを以前は禁じていた法律を改正した。改正法の下、旅券申請と出国許可に関して母親と父親の間での差別はなくなった。

法律では同等の仕事について同等の給与を支給するよう明示的に要求しており、政府はこの規定を概して執行した。法律では、公共部門の女性職員が 16 歳未満の子を 1 人以上又は年齢を問わず特別なニーズを抱える子を 1 人以上抱える場合、半分の時間の勤務でもフルタイムの給与の 3 分の 2 を支給されることを認めている。資格要件を満たす女性は 3 年間の期間について給付を申請することができ、これは 9 年間を限度に 2 度更新可能である。政府はこの法律を、女性が家庭と職業生活のバランスを取ることを可能にするものとして擁護したが、女性の権利を唱導する人々の一部は法律の下で女性と男性を異なる形で扱うことが女性の権利を侵害していると考えた。社会的及び文化的な障壁により、公式な労働力への女性の参加が、特に管理職において著しく減少した。民間部門の女性の給与は同等の仕事をした男性と比べ、平均で 4 分の 1 少なかった。

偏った性別選択：男児と女児の出生比は 107 対 100 であった。この不均衡に対処するための政府の取り組みに関する情報は全くなかった。

子ども

出生登録：市民権は出生によって親から得られ、法律では新生児の登録期間を 10 日間と規定している。その後、親は新生児の登録を怠った場合、30 日以内に理由を説明し、登録を完了しなければならない。

児童虐待：政府の報告によると（2016 年）7 月時点で児童に対する暴力の通報事例が 601 件あり、これは 2013 年の 3 倍に当たる。女性・家族・児童省（Ministry of Women, Family, and Childhood）は 21 名の精神科医に被害者の処置を委託し、またスース、スファックス及びチュニスに設けられた保護施設で児童被害者に提供されるサービスを強化すべく市民団体と協力すると発表した。女性・家族・児童省によると、通報件数の増加は部分的に、被害者が虐待を通報する意思の高まりによるものである。

早期結婚及び強制結婚：最低結婚年齢は男女共に 18 歳であるが、裁判所は一定の状況にお

いて、18歳未満の婚姻を、両親の要請と承認があれば許可することができる。

児童の性的搾取：法律では児童ポルノを禁じている。10歳未満の少女と性的関係を持った者は死刑に処せられる。10歳から15歳の少女と性行為を行った者は懲役6年に処せられる。被害者が15歳以上20歳未満の場合、罰則は懲役15年であるが、既婚者の場合を除く。刑法によると、ある男性が未成年の女性と合意の上で性行為を行った場合、被害者と結婚することにより、法的影響を回避することができる（第6節、「女性」参照）。チュニジアは児童セックス・ツアーの目的地ではなかったが、国際移民機関（International Organization for Migration）の報告によると、売春を通じた性的搾取の被害者となった児童がいたが、問題の程度は不詳であった。

（2016年）7月、女性・家族・児童省は、性的虐待を含め児童が被害者となった事件が2013年から3倍に増えたと発表した。現地の児童保護機関から提供されたデータによると、記録された虐待事例は2013年の262件と比べ、（2016年）11月時点で既に601件であった。性的虐待被害者の33パーセントが性的暴行を直接受けたと報告した一方、51パーセントはセクシャル・ハラスメントを受けたが性的接触が直接あったわけではないと報告した。

国際的な子の奪取：チュニジアは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約の締約国ではない。以下のURLで公開されている米国国務省の「国際的な子の奪取に関する年次報告書（Annual Report on International Child Abduction）」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

推定1,500のユダヤ人がチュニジアに居住していた。2015年3月、複数の破壊者がチュニスにある18世紀のユダヤの聖人、ラビ・マシュード・エルファシ（Rabbi Masseoud Elfassi）の墓を破壊した。報道によると、この破壊の動機は不詳であったが、盗掘者の仕業と推測された。事件後、カイド・セブシ大統領は墓地及び他のユダヤ人遺跡の周囲の警備を強化し、また欧州のラビの教えに関する機関に対し、ユダヤ人コミュニティとその施設をしっかり保護すると約束した。

（2016年）5月25日、毎年のユダヤ人巡礼がジェルバ島で行われた。地元メディアの推定によると2,000～3,000名が参加した。行事は何事もなく行われ、政府閣僚も数名参加した。ユダヤ人コミュニティの指導者と政府はこの巡礼を、ユダヤ人コミュニティとイスラム教徒コミュニティの間における素晴らしい関係の証として評価した。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では身体障害者又は精神障害者を雇用、教育、空輸及び他の輸送、医療へのアクセス、あるいは他の国家サービス提供において差別することを禁じている。法律では公共部門及び民間部門の雇用の 1 パーセント以上を障害者向けに留保することを義務付けている。複数の NGO の報告によると、当局はこの法律を幅広く執行せず、多数の雇用主がこの法律を承知していなかった。教育施設や精神保健施設における虐待のパターンに関する統計がなく、また障害者に対する雇用差別の個別事例は滅多に報告されなかった。

1991 年以降、法律では全ての新築公共建物において身体障害者が利用できることを要求し、政府は概してこの法律を執行した。身体障害者は 1991 年以前に建てられた建物のほとんどにアクセスすることができず、さらに古い建物は未だにアクセス可能な状態にされていない。政府は情報と通信へのアクセスを確保していなかった。

社会問題省 (Ministry of Social Affairs) は障害者の権利の保護を担当する。政府は障害者に例えば駐車は無制限、無料の優先的医療サービス、公共輸送機関の無料優先席、及び消費者割引など、様々な便益を受けられるカードを発行した。政府は企業へ、身体障害者の雇用を奨励するための税制上の優遇措置を提供した。障害を持つ児童のための公立学校が約 300 校、盲学校が 5 校、高等学校が 1 校、そして職業訓練施設が 1 つあった。社会問題省はチュニス、ケルアン、ナブール (Nabeul) 及びスファックスで、他に支援手段のない障害者に短期及び長期の宿泊と医療サービスを提供する施設を運営していた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律ではソドミーを刑事罰の対象としている。有罪の場合の量刑は 3 年以下の懲役である。複数の NGO によると、当局は時々、ソドミーを禁止する法律を、人々を拘留して性的活動や性的指向について尋問するために利用し、また報告によると、時には外観だけで判断する場合もある。LGBTI に焦点を当てる複数の NGO の報告によると、(2016 年) 9 月時点でソドミー関連法の下での逮捕事例が少なくとも 36 件判明したが、政府は同法の下での逮捕に関する公式統計を維持していない。複数の人権団体や LGBTI に焦点を当てる NGO によ

ると、警察や裁判所が頻繁に、ソドミーの疑いのある男性に証拠収集のため直腸検査を命じており、この慣行を複数の人権団体や国連拷問禁止委員会が強く非難した。

2015年12月にラッカダ（Rakkada）出身の男性6名が直腸検査を強制的に受けさせられた後、ソドミーを理由に懲役3年を言い渡された。うち1名は、当人のコンピューターに保存されていたビデオクリップ1本を警察が発見した後、「公共道徳に対する攻撃」を理由に6か月間の刑期追加を言い渡された。裁判所はさらに、これらの男性を刑務所からの釈放後5年間、地元の町から追放処分とした。

（2016年）3月3日、スース上訴裁判所はこれらの男性の有罪判決を支持したが、各自の量刑を減刑して懲役1か月と罰金400ディナール（175ドル）として。裁判官は追放処分を取り消した。これらの男性は拘留中に他の囚人や看守から性的虐待や嫌がらせを受けたとメディアに語った。

LGBTI の権利を唱導する複数の団体が、ソドミーの刑事罰化と強制身体検査に反対する運動を企画したところ、ソーシャル・メディア上ですぐに評判となり、国際メディアからの関心を集めた。

（2016年）9月に公表されたユーロメッド（Euromed）誌のレポートによると、事例証拠が示唆するところ、LGBTI 者は、死や強姦の脅迫を含む差別と暴力に直面したが、社会的汚名やソドミー関連法の下での訴追の心配から、問題の報告を躊躇していた。同性同士の性的関係に対する社会の不寛容を背景に、LGBTI 者は控えめな態度を取り、また雇用、住宅供給、教育へのアクセス又は医療における性的指向に基づく公務上の差別に関する情報はなかったが、ユーロメッド誌のレポートではLGBTI 者へのサービスが彼らの性的指向を理由に体系的に否定されていることを示す広範な事例証拠を引き合いに出した。LGBTI 擁護活動を、2011年以降に結成された複数の小規模組織が実施していた。

（2016年）5月、複数のLGBTI 団体が小規模で控えめな、ゲイの人々のプライド・レセプションを企画した。これらの団体は（2016年）5月に国際ホモフォビアの日（International Day against Homophobia）を記念する行事や公共デモも企画した。

（2016年）4月13日、ある有名な俳優が全国放送の人気テレビ番組で同性愛を「病気」と断言し、ゲイの人々を「軽蔑」していると発言した。その直後、別の著名人がこれらの発言を繰り返した。その後、同性愛嫌悪症の人々によるソーシャル・メディア運動が起こり、これにソーシャル・メディア媒体に治安部隊員が同性愛者差別メッセージを掲載したという申し立ても含まれた。複数の企業がゲイの顧客へのサービス提供を拒否するというメッ

セージを窓に掲示した。(2016年)3月3日の金曜説教の際、あるイマームがスファックスで、ゲイの人々を「高所から放り投げて石を投げつけて」死に至らしめろという呼び掛けを行った。

第7節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では労働者が組織化し、組合を結成して加盟し、団体交渉を行う権利を認めている。法律では労働者がストライキを行うことも認めているが、所属連盟に10日前までに通知し、内務省の承認を得ることが前提条件である。国際労働組合総連合(International Trade Union Confederation)と国際労働機関(International Labor Organization)はストライキ通知要件を、結社に自由に対する阻害要因と評価した。ストライキを行う権利は公務員にも与えられるが、「中断すると国民の全て又は一部の生活、安全又は健康を危険に曝すおそれのある」不可欠なサービスに従事する労働者は例外である。政府はどのサービスが「不可欠」に当たるか、明示的に規定していない。当局は総じて、公共部門の事業及びサービスにおいてストライキを行う権利を尊重した。法律では雇用主による反組合差別とストライキ実施者に対する報復を禁じている。政府は概して、適用可能な法律を執行した。

労働者側と経営者側それぞれ同数の代表者から成る調停パネルが、多数の労働争議を解決した。そうでない場合、社会問題省、UGTT、及びチュニジア産業・商業・手工業組合(UTICA: Tunisian Union for Industry, Commerce, and Handicrafts)が、争議を仲裁する三者地域委員会を形成した。(2016年)1月19日、三者交渉の結果、民間部門における賃金合意に至り、この合意には6パーセントの一般賃上げと、10ディナール(4.50ドル)の交通費手当増額、及び3ディナール(1.30ドル)の出勤手当増額が含まれた。観測筋は概して三者委員会を効果的と捉えたが、三者委員会が利用可能な資源に関する詳細は分からなかった。

組合がストライキの事前承認を求めることはほとんどなかった。(2016)年中ずっと、山猫ストライキ(組合幹部の許可のないストライキ)が発生したが、複数の労働者権利団体によると、過去数年間と比べれば下がった。部門単位の組合がストライキや座り込みを行い、例えば教育・保健サービス部門や抽出産業などで行われた。たとえ許可がなくても、エリアが限定されていれば内務省は大抵、ストライキを容認した。

UGTTは民間部門の雇用主の間における反組合慣行を申し立て、例として組合活動家の解雇や、組合結成の抑止を目的とする臨時労働者の使用などが挙げられた。一部の産業、例えば繊維、ホテル及び建設などの産業において、臨時労働者が依然、労働力の圧倒的多数を

占めていた。UTICA は政府と共に、団体交渉合意への到達における UGTT との排他的関係を維持した。政府は UGTT が相手の場合に限り、組織化された社会的団体交渉を行った。チュニジア労働者総連盟（General Confederation of Tunisian Labor）とチュニジア労働者連合（Union of Tunisian Labor）代表者は、それぞれの労働者組織が無視され、三者交渉から除外されていると訴えた。2015 年 6 月、行政裁判所はチュニジア労働者総連盟が会費収入を控除することを許可する裁定を下したが、これは従来、UGTT に限り認められていた権利であった。観測筋はこの決定を、チュニジアにおける組合の複数共存の追認と捉えた。

b 強制労働の禁止

法律では強制労働を禁じ、人を強制労働のために捕捉、拘留又は隔離した場合の罰則を 10 年以下の懲役と規定している。

政府は強制労働への対処に適用可能な法規のほとんどを効果的に執行した。強制労働や強制児童労働が多少、第三者世帯での家事労働、物乞い、露天商、及び季節的農作業の形で発生していた（7.c 項参照）。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では概して 16 歳未満の児童の雇用を禁じている。18 歳未満の児童は自身の健康、安全保障又は道徳に対して重大な脅威をもたらす仕事への従事を禁じられている。非通学時間帯に非工業部門と農業部門での軽作業が認められる最低年齢は 13 歳である。14 歳～18 歳の労働者は 1 日 12 時間の休息を取らねばならず、この 12 時間には午後 10 時から翌午前 6 時までの時間帯が含まなければならない。14 歳～16 歳の児童は 1 日 2 時間を超えて働いてはならない。児童が学校で過ごす時間と働く時間の合計が 1 日 7 時間を超えてはならない。刑法では強制労働のために人を捕捉、拘留又は隔離した場合の罰則を 10 年以下の懲役、そして児童に物乞いを強制した場合の罰則を 2 年以下の懲役と規定している。

社会問題省に属する労働監察官が、従業員記録の検証により、法定最低年齢の遵守状況を監視した。監察官の人数と監察官が自由に使える資源は、経済成長の割に遅れを取っていた。加えて、同省当局者によると、労働観察局は公式推定で GDP の 38 パーセントを占めるとされる非公式経済のモニタリングを十分に行えるだけの資源がなかった。時々、労働

監察官は抜き打ち検査を UGTT や教育省 (Ministry of Education) と連携して実施した。2013 年に行われたある研究によると、15 歳未満の児童の 2.6 パーセントが働いていたが、この数には露天商、物乞い、手工芸作業又は季節的農作業のいずれを問わず、非公式部門で働いていた児童が含まれていない。

児童は商業目的の性的搾取の被害者となり、また薬物取引など、最悪の形態の児童労働に当たる違法活動に使用されていた (第 6 節、「子ども」参照)。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律及び規制では人種、性別、ジェンダー、障害、言語、性的指向、性同一性、HIV 陽性状態又は他の伝染性疾患の存在、又は社会的地位に関する雇用差別を禁じている。政府はこれらの法規を必ずしも効果的に執行したわけではなく、原因は資源不足と、性同一性又は性的指向に対する雇用主の伝統的姿勢が差別的雇用慣行をもたらす結果となった段階を特定することの難しさにあった (第 6 節も参照のこと)。

法律では、公共部門の女性職員が 16 歳未満の子を 1 人以上又は年齢を問わず特別なニーズを抱える子を 1 人以上抱える場合、半分の時間の勤務でもフルタイムの給与の 3 分の 2 を支給されることを認めている。資格要件を満たす女性は 3 年間の期間について給付を申請することができ、これは 9 年間で限度に 2 度更新可能である。

社会的及び文化的な障壁により、公式な労働力への女性の参加が、特に管理職において著しく減少した。民間部門の女性の給与は同等の仕事をした男性と比べ、平均で 4 分の 1 少なかった。

e 受入れ可能な労働条件

労働関連法では行政機関が決める最低賃金の範囲を規定している。2015 年 11 月に政府は新たに、非農業労働者の場合の週当たり 40 時間の労働の最低賃金を 290 ディナール (127 ドル)、農業部門労働者の場合の最低日当を 13 ディナール (5.70 ドル) とする旨、発表した。2015 年 10 月に社会問題省、UGTT、チュニジア農業・漁業連合 (Tunisian Union of Agriculture and Fishing) は、農業部門の労働条件と給与を工業部門と同等レベルまで向上させることを

目指す合意に至った。この合意では危険な雇用条件から農村の女性を保護すること考慮し、有害物質の取扱いに関する安全標準を定め、そして農業部門の雇用主が労働者の訓練を実施する場合の税制上の優遇措置を定めている。

法律では工業部門と農業部門での肉体労働について週 48 時間を上限基準として定め、週 1 回、24 時間の休息期間を設けるよう要求している。民間部門と公共部門での事務職の場合、週当たり労働時間は 40 時間で、超過勤務手当は 125 パーセントである。法律では過剰な義務的残業を禁じている。勤続年数に応じて、従業員は年間 18 日～23 日間の法定有給休暇を与えられる。労働法規違反の通報に関する標準慣行はないが、労働者は違反を地域担当労働監察官へ通報する権利を有する。

政府の特別規制において鉱業、石油工学及び建設など、危険な職業での雇用を規制している。労働者は危険な状況に陥った場合に自身の雇用を危うくすることなく自由に身を脱することができる。この権利の行使を理由に雇用主が報復に出た場合は雇用主を相手取って訴訟を起こすことができる。社会問題省は職場での安全衛生基準の執行に責任を負う。法律の下、全ての労働者が、非公式部門の労働者も含め、同じ労働安全衛生上の保護を与えられる。UGTT 代表者によると、これらの措置の執行が不十分であった。労働安全衛生規制の執行に加え、地域担当労働監察官は時給規制関連標準も執行した。チュニジアには 347 名の労働監察官がおり、ほとんどの企業を約 2 年に 1 回の割合で監察していた。政府は最低賃金法を十分に執行せず、特に経済における非組合化部門がそうであった。過剰な義務的残業の禁止は必ずしも執行されていなかった。

労働条件や標準は概して、国内市場向けの生産に専念する企業と比べ、ほとんどが外資系の輸出指向企業が良好であった。世界銀行統計によると、非公式部門が労働力全体の 54 パーセント超を雇用し、過半数が女性であった。政府及び複数の NGO によると、労働関連法は労働違反の発生率が公式部門よりも高いとされる非公式部門を十分にカバーしていなかった。臨時契約労働者は常勤従業員と同じ保護を提供されていないと訴えた。(2016) 年中、重大な産業事故はなかった。職場での事故、負傷及び死亡に関して利用可能な信用性のあるデータはなかった。